

# 令和8(2026)年度共創オフィス環境整備事業 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本実施要領は、令和8(2026)年度共創オフィス環境整備事業を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 事業概要

### (1) 事業名

令和8(2026)年度共創オフィス環境整備事業

### (2) 事業内容

別添「令和8(2026)年度共創オフィス環境整備事業委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和9(2027)年3月19日(金)まで

### (4) 委託契約金額の上限

7,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

### (5) 担当所属及び問合せ先

栃木県経営管理部行政改革ICT推進課行政改革担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館5階

電話: 028-623-2226

メール: gyokaku-ict@pref.tochigi.lg.jp

## 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 公募開始日から契約を締結しようとする日の間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは、第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、又は同法第 511 条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 栃木県暴力団排除条例(平成 22 年栃木県条例第 30 号)第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当しない者であること。
- (8) 直近 1 年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税並びに栃木県における県税を滞納していない者であること。
- (9) 地方公共団体等が発注した類似業務に関し、受注実績があり、確実に履行できる者であること。

#### 4 プロポーザル実施の手続

##### (1) 実施スケジュール

①	実施要領等の公表（募集開始）	令和 8 (2026) 年 2 月 20 日（金）	
②	現地確認	令和 8 (2026) 年 2 月 26 日（木） 又は同月 27 日（金）（予備）	
③	質問書の提出期限	令和 8 (2026) 年 2 月 27 日（金）	17 時まで
④	質問に対する回答	令和 8 (2026) 年 3 月 2 日（月）	
⑤	参加表明書等の提出	令和 8 (2026) 年 3 月 4 日（水）	17 時必着
⑥	参加資格の確認通知	令和 8 (2026) 年 3 月 9 日（月）	
⑦	企画提案書等の提出期限	令和 8 (2026) 年 3 月 13 日（金）	17 時必着
⑧	プロポーザル審査会	令和 8 (2026) 年 3 月 17 日（火） 又は同月 18 日（水）（予備）	予定
⑨	審査結果の通知・公表	令和 8 (2026) 年 3 月 23 日（月）	予定
⑩	事業開始		

##### (2) 実施要領等の配布

ア 配布期間：令和 8 (2026) 年 2 月 20 日（金）～令和 8 (2026) 年 3 月 4 日（水）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

イ 配布場所：上記 2 (5) の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ（入札・公募（業務委託））からダウンロードできる。

※URL (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>)

##### (3) 現地確認

現地確認を希望する者は、現地確認申込書（別記様式 1）を作成し、提出すること。

ア 実施日時・場所：令和 8 (2026) 年 2 月 26 日（木）又は 27 日（金）（予備） 栃木県庁舎本館等  
※具体的な時間、場所は申込状況を踏まえ、希望者へ別途連絡する。

イ 提出期限：令和 8 (2026) 年 2 月 25 日（水）12 時まで

ウ 提出方法：電子メールにより、上記 2 (5) 宛て提出

※到着確認のため電話連絡を行うこと。

#### (4) 質疑・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式2）を作成し、提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和8（2026）年2月27日（金）17時必着

イ 質疑方法：電子メールにより、上記2(5)宛て提出

※到着確認のため電話連絡を行うこと。

ウ 回答期日：令和8（2026）年3月2日（月）

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ（4(2)イのURL）に掲載する。

#### (5) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式3）、参加確認書（別記様式4）及び類似事業の主な受注等実績（別記様式5）を作成し、提出すること。

ア 提出期限：令和8（2026）年3月4日（水）17時必着

イ 提出方法：電子メールにより、上記2(5)宛て提出

※到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書等の提出後に参加を辞退する場合は、令和8（2026）年3月12日（木）17時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

#### (6) 参加資格の確認通知

上記4(5)により提出された参加表明書等により資格審査を行い、参加表明書を提出した全ての者に対し、令和8（2026）年3月9日（月）までに電子メールにより通知する。

#### (7) 企画提案書の作成

上記4(6)の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者は、仕様書を熟覧の上、以下のア～キに基づき企画提案書を作成し、提出すること。

ア 提出期限：令和8（2026）年3月13日（金）17時必着

※受付期間：令和8（2026）年3月10日（火）～13日（金）17時

イ 提出方法：電子メール、持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）により、上記2(5)宛て提出

※電子メール及び郵送の場合は到着確認のため電話連絡を行うこと。

ウ 提出部数：電子データ1部、紙媒体6部

※審査の公正を期すため、企画提案書に記載の内容においては参加者名が類推できないように作成すること。

エ 企画提案書のファイル形式はMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint又はPDFとし、電子メールで提出する場合において、ファイル容量が10MBを超えるときは、ファイル転送サービスを利用すること。

オ 企画提案書の体裁は、原則としてA4版サイズを使用することとし、カラーとすること。

カ 企画提案書の様式は任意であるが、仕様書及び別表「令和8(2026)年度共創オフィス環境整備事業公募型プロポーザル評価基準」(以下「評価基準」という。)を踏まえ、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

A) 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

仕様書のとおり、本事業ではパイロットオフィス（以下「PO」という。）を、行政改革ICT推進課（本庁舎本館5階）及び観光交流課・国際経済課・労働政策課（本庁舎本館6階北側）の4課を対象として設置することを見越しているものであることから、企画提案内容には、当該4課における働き方のあるべき姿及びレイアウト案を考え方を含め具体的に示すこと。

※レイアウト案の作成に当たっては、参考図面（別添）及び上記4(3)現地確認の結果を参考とすること。

B) 実施計画及び全体のスケジュール

C) 業務実施人員体制

D) 類似業務の実績

仕様書のとおり、本事業では基本計画（案）の策定支援を業務内容としていることから、他自治体において取り組んだレイアウト・什器等の標準仕様（スタンダード）をサンプルとして具体的に示すこと。

E) 見積額（必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）こと）

キ 企画提案書は1者1提案とする。

(8) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。（審査に影響を与えない軽微なものを除く。）

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 5 企画提案に係る留意事項

- (1) 本県が進める「Cxchallenge（チャレンジ）プロジェクト（共創促進しごと改革）」の理念を踏まえて提案すること。
- ※栃木県ホームページ（チャレンジプロジェクト（共創促進しごと改革）の実施について）  
URL (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/kouhou/cxchallengepj.html>)
- (2) P O設置に係る役割分担は次のとおりであることから、これを理解した上で提案すること。  
ア 什器等の仕様（案）及び選定要件（案）の整理：本事業の受託者  
イ 什器等の調達及び設置：本県が別途発注
- (3) 本事業の効果検証については、P Oに整備される什器等の実装状況を踏まえて実施する必要があることから、本事業の受託者は、上記(2)イの受託者と適切に連携し、検証を確実に実施できる体制及び方法を整えることを前提として提案すること。

## 6 審査方法等

### (1) 審査基準

別表「評価基準」のとおり

### (2) 審査方法

企画提案書等について、プレゼンテーションを実施する。

ア 開催日：令和8(2026)年3月17日(火)又は18日(水)(予備)(予定)

イ 場所：栃木県庁舎(予定)

ウ 所要時間：1者あたり40分を予定(説明20分、質疑20分)

エ 注意事項：

- ① 審査会の会場、集合時刻及び準備物等は参加表明書の提出者宛て後日連絡する。なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、事務局において厳正な抽選を行い決定する。
- ② 審査会は非公開とする。

### (3) 審査方法

企画提案書、見積書プレゼンテーションについて、評価基準に基づいて、プロポーザル審査会委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

### (4) 契約候補者の選定方法

評価結果については、担当所属が全委員分を取りまとめ、審査会において、以下の基準により最終評価を行い、審議の上、契約候補者を選定する。

ア 1位の評価を最も多く得た者を契約候補者として選定する。

イ 1位の評価が同数の場合には、各委員が評価した順位の合計数が最も小さい者を契約候補者として選定する。

ウ 1位の評価を得た数及び合計順位数が同数の場合には、審査会で審議の上、契約候補者を選定する。

エ 前各号の方法により、全ての企画提案者について評価順位を決定する。

オ 評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。

## (5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 7 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ（入札・公募（業務委託））に公表する。

※URL (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>)

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

### 【公表事項】

- (1) 契約候補者の名称、評価の総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の数及びそれぞれの評価の総合点

※参加者が2者の場合、次点者の評価の総合点は公表しない。

※契約候補者が契約を締結しない場合において、次順位の者を契約候補者としたときは、当該者についても(1)と同様に公表する。

## 8 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (4) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に変わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

## 9 その他

本プロポーザルは、令和8年度の当初予算が原案どおり成立することを前提に、年度開始前準備行為として実施するものである。そのため、令和8年度予算が原案どおり成立しない場合、委託業務の中止等を行うことがある。